

広島県公安委員会告示第 16 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 25 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
9 P17 84	告示の日 (令和 2 年 2 月 25 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P 大工の源さん超 韋駄天 Y T A	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同
9 P18 52	同上	同上	P A ヤッターマン V V V - Y B B	株式会社サンスリー 代表取締役 岡村 鉉 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同
9 P18 02	同上	同上	P A コマコマ倶楽 部@エイジセレクト Y 2 F	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容 (愛知県名古屋市中村区長 戸井町三丁目 12 番地)	左同